第二十三条の三十六第一項第五号中「開催に」を「実施に」に改める。
第二十四条中「競馬場」を「この法律で別に定めるもののほか、競馬場」に改める。
第二十五条第一項中「開催」を「実施」に改め、同条第三項中「開催されている」を「実施されている」に改める。
第二十七条中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。
第二十九条を次のように改める。

第二十九条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一　競馬に関係する政府職員　中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

二　日本中央競馬会の役員及び職員　中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

三　日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に関係するもの　当該委託に係る競馬の競走

四　都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に関係するもの　全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

五　都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四条又は第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に関係するもの　当該委託に係る競馬の競走

六　協会の役員及び職員　全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

七　中央競馬の競走に関係する調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　中央競馬の競走

八　地方競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　全ての地方競馬の競走

九　日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　当該海外競馬の競走

十　その他競馬の事務に従事する者　当該競馬の競走

第二十九条の二第一項中「中央競馬の競走」の下に「及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を、「地方競馬の競走」の下に「及び当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十九条の三　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

第三十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改め、同条第三号中「又は」を「の競走若しくは」に改め、「競走」の下に「又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加える。

附則第四条に見出しとして「（特別区に関する特例）」を付し、同条中「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改める。

附則第七条第二項中「開催した」を「実施した」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　目次の改正規定（第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十七年十月一日

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第四条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「施行」を「実施」に改める。

第十九条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「開催する」を「実施する」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「、第二十三号、第二十五号」を削る。

第二十条第一項第一号中「第十四号」の下に「、第二十四号」を加える。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十九号

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ただし書中「三十三万六千倍」を「五十万七千三百六十倍」に改め、同号イ中「百万倍」を「百五十一万倍」に改め、同号ロ中「四百倍」を「六百四倍」に、「三百倍」を「四百五十三倍」に、「二百倍」を「三百二倍」に改め、同項第二号イ中「三百万倍」を「四百五十三万倍」に改め、同号ロ中「千二百倍」を「千八百十二倍」に、「九百倍」を「千三百五十九倍」に、「六百六倍」に改め、同条第三項第一号中「百万倍」を「百五十一万倍」に改め、同項第二号中「三百万倍」を「四百五十三万倍」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十七年六月八日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

法務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三